## 司法書士法教育ネットワーク第2回定時総会・記念研究会 法教育の教材開発と法律実務家の役割

(7-1)

2010年5月23日(日)午後1時30分~午後4時45分 京都司法書士会会館 にて

登壇者: 我妻秀範氏 京都府立綾部高等学校教諭

葉狩宅也氏 京都府八幡市立八幡小学校教諭 関本祐希氏 大阪府守口市立大久保中学校教諭 杉浦真理氏 立命館宇治中学高等学校教諭 小牧美江氏 司法書士ネットワーク事務局長 田實美樹氏 司法書士ネットワーク事務局

進行役: 西脇正博氏 司法書士法教育ネットワーク会長

(1)

西脇

今日は、学校の先生4人の方にそれぞれご報告いただきます。

皆さんは、関西法教育研究会という、学校の先生方を中心に有志が作られた法教育の研究会に所属されていて、小学校、中学校、高校と、それぞれの分野での、これからの法教育をどう扱うかということについての研究をなされておられます。

まず、はじめに、この関西法教育研究会の沿革ということで、我妻さんから取組みの 概要をお願いします。

## PART・1 法教育の教材開発 ~ 教員の視点から~

## (1)「法教育」にどう取り組むか ~ 関西法教育研究会の取組

我妻

我妻です、私は、前座としまして、関西法教育研究会がどうやってできたのか、何を やってきたのかについてご報告していきたいと思います。それから、今の高校現場の実 態と課題につきまして、杉浦さんとかぶらない程度に問題提起したいと思っています。

私が、法教育に関心を持ちましたのは、前任の高等学校で、人権教育にたずさわっていたときです。いろんな生徒の相談を受けました。たとえばアルバイトの問題ですとか、あるいは、就職した卒業生が、どうも労働条件が、自分の思っていたのとだいぶ違うと、あるいは、不当な扱いについてどうしたらいいんだろうという相談を受けてきました。そんな中で、社会科の教員として、いろいろ法とか権利について話をしているんだけれども、なかなか実際の場で使えていないなと感じており、何とか卒業してからも役立つような法の在り方について考えておりました。

その中で、「総合的な学習の時間」というのが、今の指導要領(注:平成11年3月告示、平成24年度末まで適用の現行の高等学校学習指導要領)と同時にスタートしました。その時間を使って、たとえば今の社会を知ろう、どういう労働実態があるのか、勉強しようとか。あるいは、働いて生きるためにどういう法律があるのか勉強しようということを、3年生とともにやってまいりました。そして現任校に転勤しました。ちょうどそのころに、当時大阪教育大学にいた磯村さん(注:磯村篤範島根大学大学院法務研究科教授)が、こんな研究会をしたいんだけどもどうやということで声をかけてくれました。

以下、レジュメ「2 研究の経過」をご覧ください。2005年だと記憶しておりますが、機村さんから話がありまして、大阪教育大学で法教育について講義をしたいんだということで、どういう内容でするかについているんな意見を聞きたいということでしたので、私とそれから葉狩さん、それから杉浦さんに声をかけて集まってもらい、2006年4月に第1回の研究会を開催いたしました。そのなかで、全体の状況や司法制度改革の大きな流れ、それからまた法教育研究会が国のレベルでできたということも学習しました。しかし、それを現場でどう実践するのかということで、いろいろ悩みました。直接には、大阪教育大学の「社会規範教育実践論」でどういう授業をするかについての内容検討とあわせて法教育というのはどういう目的で、どういう内容をもっているのかについて検

討してきました。今まで十数回研究してきましたが、その成果をうけて、2007 年、2008 年に、この3人で、大阪教育大学大学院で講義させていただきました。けれども、2008 年のはじめに、代表の磯村さんが転勤されて開店休業状態となっていましたが、現在、再開しはじめたところです。

では、いったい何を研究してきたのかということなんですが、私どもは法の専門家ではありません。私は歴史が専門で、杉浦さんは経済が専門と伺っておるのですが、「そもそも法とはいったい何だろう」から始まって、なぜ法教育がでてきたのだろうというそもそも論から研究を始めました。また、その中で、公民的な資質がだいぶ強調されているんだけれども、その意味は何なんだろうか、また、学習指導要領の中でどういうふうに法を扱っているのか、そういった、そもそものところで議論をしてきたのがこの間の経過です。

そういった中で、いろんな問題が出てきました。レジュメ「3 学習指導要領及び教科書の構成と問題」をご覧ください。今、法教育の必要性が叫ばれている。これは、当然、必然性があるわけですが。じゃあ、今の社会科の授業はどうなっているのだろうかという点を、教科書ですとか、学習指導要領の分析もいたしました。たとえば社会科の科目においては、人権や統治機構についてはつっこんだ説明がありますが、その二点が中心で、民法などはほとんど扱わない。若干出ては参りますけれど、必要最低限度でしか出てこないというのが実態です。

それから、また、基本的人権を侵害された場合の救済のあり方も、司法の問題とバラ バラに出てくるために、なかなか一体のものとしてとらえにくいということが挙げられ ました。

それから、法の扱い方が断片的でなかなかわかりにくい。たとえば日本史では、外見的立憲主義という言葉がでてきます。大日本帝国憲法とか、世界史でいえばドイツ憲法なんかがそうですが。立憲主義も習っていないのに出てくるんです。

また、契約の問題を理解せずに、消費者保護が出てくるという形で、体系的な法の理解が全くできない状態です。それはそれでもいいわけで、断片的でもこれらが積み重なっていく意味はあるのですが、やはり不十分です。家庭科でも、家庭生活の領域で民法や消費者関係の法について扱いますけれども、それも断片的である。そんな中で、どうトータルに理解するかということで研究をしてきました。

2008年に、新学習指導要領が告示されました。来年(2011年)4月から小学校、再来年から中学校、3年後に高等学校で導入されます。初めて法教育の視点が入っています。

「現代社会」は、1年生ではなく3年生で履修する学校が多いと思います。週2時間の授業で、どんなに時間を確保しても年間70時間もありません。試験の時間を除くと60時間あるかないかです。そういった中で法教育をどうしていくかとなると、おそらく2~3時間とれたらいい方で、それくらいしか時間がとれません。そうやってみると、「現代社会」の授業だけでなく、いろんなところで法的なものの考え方、法というものを考えていかないと、具合が悪いと思っております。

そんなことで、このあともそれぞれの先生の、歴史分野での法の扱いも含めて、いろいるな考え方の整理をと思っています。

最後でございますけども、レジュメ「4 法教育にどう取り組むか」ということで、 少しお話しさせていただきます。

実は現場では、法教育をどういう風にやっていこうかということについて、議論になっているとはとても思えない状況があるんですね。法教育に関心のある人でも、なかなか難しいという感じで言っているんですね。それはなぜかというと、どうも法教育に関する定義が分かりにくいということがあります。たとえば人権教育とか性教育、金融教育とか、なんでもかんでも「教育」というのがあるんだけれども、それと同じなのか。あるいは、今までやってきた憲法教育とどう違うのか。また、法教育にあるような法の理念というものをどのように教えていったらいいのか。わからないというのが実態です。そんなことで、難しいと、どうやっていいかわからないというのが現場の実感だと思っています。

そんな中で、どう取り組むのかということで、法教育の議論と現場との橋渡しということを考えています。一つ目は、「あまり難しく考えない」(レジュメ「4 ア)」)ことが大事だろうと思っています。学校では、社会科が法教育の中心になることは間違いないですが、それでもいろんな専門の方がいらっしゃるわけで、法学部出身でない人もいるわけです。そうなってくると、いろんな教師が取り組めるような内容でなければならないだろうと思います。何か全く新しいことを特別なものをというふうに考えるのではなくて、確かに新しい視点なり内容ではあるのだけれども、今までにやってきた教科からの実践を、ここでふくらましてみようと、こういう視点でこういう風に改善してみましょうよと、そういうところからすすめて行かないと、実のあるものにならないのではないかと思っています。今、取り組んでいる教科・科目を土台としながら、どう利用して、どう盛り込んでいくかが大事じゃないかと思っています。

二つ目には、今のとも関連するのですが、こうあらねばならない、これが法教育だという形ががっちり出てくると取り組みにくいと思います。「ハードルを高くしない」(レジュメ「4 イ)」)というふうに書いていますけれど、最低限度、法の狙い、あるいは目的なんかを学習しなければいけませんけれども、いろんな多様な実践があるのだということが基本にありますから、教師の側がやりながら、実践しながら探っていくということが大事じゃないかと思っています。

三つ目は、これは司法書士の先生方にもご指導いただきたいのですが、身近な教材をどう提供していくか(レジュメ「4 ウ)」)ということ。私たちは、国の出している様々な教材見てまして、参考になるけどちょっとリアリティにかけるなという思いもしています。そういう意味で、身近な教材を、専門家の方々にご指導いただきながら、やっていかねばならないと思っています。

四つ目は、専門家の方々のご指導いただきながら、学校教育でありますから、どう最終的にかまえるかということです(レジュメ「4 エ)」。

そういうわけで、国が言うほどに現場はまだ理解できていないということが現実です。 以上です。

西脇

我妻さん、ありがとうございます。概略的なことをコンパクトにまとめてお話いただきました。また改めて、みなさんとの意見交換の際に、発言を補充していただこうと思っています。